

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025 年 5 月 27 日改定）

掲載日 2025 年 5 月 27 日

■スマートフォンアプリ利用規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
第41条（生体認証） 1 （略） 2 利用者は、以下のいずれかの方法により生体情報を本アプリに認証データとして登録することで生体認証を利用することができます。 ① あらかじめ利用者の生体情報を利用者端末に登録のうえ、当該生体情報を当行所定の手続により本アプリに認証データとして登録する方法 ② 利用者の生体情報を当行所定の手続により本アプリに認証データとして登録する方法 3～8 （略） 9 第2項②により生体情報を登録した場合、当行所定の回数を超えて生体認証の照合を失敗すると認証データが初期化されます。この場合、 <u>当行所定の手続により生体情報を再度登録してください。</u> 10～12 （略）	第41条（生体認証） 1 （略） 2 利用者は、以下のいずれかの方法により生体情報を本アプリに認証データとして登録することで生体認証を利用することができます。 <u>ただし、②の方法については、新たに登録することはできません。</u> ① あらかじめ利用者の生体情報を利用者端末に登録のうえ、当該生体情報を当行所定の手続により本アプリに認証データとして登録する方法 ② 利用者の生体情報を当行所定の手続により本アプリに認証データとして登録する方法 3～8 （同左） 9 第2項②により生体情報を登録した場合、当行所定の回数を超えて生体認証の照合を失敗すると認証データが初期化されます。この場合、 <u>第2項①の方法により、再度、本アプリに利用者の生体情報を認証データとして登録する必要があります。</u> 10～12 （同左）

以 上